

平成 23 年 8 月

すくらむ 21 利用者の皆さまへ

川崎市男女共同参画センター
館長 鈴木 悦子

特別利用申請による飲食許否に関する規定の変更について

日頃より当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当センター事務棟の各部屋では、窓口にご提出いただいた「施設特別利用申請」の審査結果により許可を得た利用者・団体に限り、飲食をお取りいただくことができます。

これまで、床下にある電気の配線等の関係から、当館 2 階の第 1 研修室と第 2 研修室はその対象となっておりませんでした。

このたび、建物管理の専門業者による調査の結果、第 1・第 2 研修室の床下に敷かれた電源ケーブルは、飲料や水分のこぼし・漏れ等が発生しても感電などの事故や被害は生じない程度に補強されていることが確認されました。

これを受け、第 1・第 2 研修室を許可により飲食が可能となる対象施設にするため、施設特別利用申請の許可条件を以下のように変更させていただきます。

【変更箇所】

● 川崎市男女共同参画センター 施設特別利用承認申請書兼通知書

変 更 前		変 更 後
◆ 承認の条件等 の <飲食について> ◎第 1・2・3 研修室及び、ホール客席は飲食の許可ができません。	⇒	◆ 承認の条件等 の <飲食について> ◎第 3 研修室及び、ホール客席は飲食の許可ができません。

すくらむ 21 では、これからも市民の皆さまに快適にお使いいただけるよう、管理・運営に努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

【本件担当】

川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ 21）
管理運営チームリーダー：野村 幸平
〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1
TEL：044-813-0808 FAX：044-813-0864
E-mail：scrum21@scrum21.or.jp
URL：http://www.scrum21.or.jp（リニューアルしました）
すくらむ 21 Blog：http://scrum21.seesaa.net/